

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年10月)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

| No. | 事業者名 | 事業所所在地 | 営業所名 | 営業所所在地 | 処分年月日 | 処分の内容 | 主違反の条項 | 監査実施の端緒及び違反行為の概要 | 当該違反点数 | 北海道運輸局管内累積点数 |
|-----|---|-----------------------|-------|-----------------------|---------|-----------------------|---------------------------|--|--------|--------------|
| 1 | エア・ウォーター物流株式会社(法人番号6430001009470) 代表者佐藤能衛 | 北海道札幌市中央区北3条西1丁目2番地 | 江別営業所 | 北海道江別市工栄町19番地7, 8, 9 | R6.10.2 | 輸送施設の使用停止(20日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3 | 令和6年4月11日、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落等に起因する車輪脱落事故を発生させたこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3) | 2 | 2 |
| 2 | 株式会社悠和(法人番号1430001080419) 代表者村上和央 | 北海道石狩市花川南10条2丁目124番地 | 本社営業所 | 北海道石狩市花川南10条2丁目124番地 | R6.10.2 | 輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4 他5件 | 令和6年5月17日、第一当事者と推定される死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)整備管理者に対する権限付与義務違反(安全規則第3条の4)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の4)、(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(6)特定運転者に対する適性診断受講義務違反(安全規則第10条第2項) | 2 | 2 |
| 3 | 青木鋳業株式会社(法人番号3430001000060) 代表者青木伸 | 北海道札幌市北区北10条西2丁目13番地2 | 本社営業所 | 北海道札幌市南区南沢2条3丁目21-10 | R6.10.2 | 輸送施設の使用停止(10日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 令和6年7月2日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項) | 1 | 1 |
| 4 | 株式会社札幌ヴァリアス(法人番号7430001040177) 代表者小山猛 | 北海道札幌市清田区里塚3条6丁目3番5号 | 本社営業所 | 北海道札幌市清田区里塚三条6丁目3番5号 | R6.10.2 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項 | 令和6年7月4日、公安委員会からの通知等を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督の記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項) | 0 | 0 |
| 5 | 田島興業株式会社(法人番号9440001004575) 代表者水島伸一 | 北海道北斗市久根別1丁目14番20号 | 本社営業所 | 北海道北斗市久根別1丁目14番20号 | R6.10.2 | 輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他5件 | 令和6年5月16日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)運行指示書の作成、指示又は携行義務違反(安全規則第9条の3第1項から3項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項) | 5 | 5 |
| 6 | 株式会社サンテック(法人番号5450001001360) 代表者小谷守 | 北海道旭川市字近文7線南1号5768番地1 | 本社営業所 | 北海道旭川市字近文7線南1号5768番地1 | R6.10.2 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他1件 | 令和6年6月19日及び令和6年7月11日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2) | 0 | 0 |

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年10月)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

| No. | 事業者名 | 所在地 | 営業所名 | 営業所所在地 | 処分年月日 | 処分内容 | 違反の条項 | 監査実施の端緒及び違反行為の概要 | 当該違反点数 | 北海道運輸局管内累積点数 |
|-----|--|-----------------------|--------|-----------------------|---------|------------------------|-----------------------------|---|--------|--------------|
| 7 | 株式会社幸成建設(法人番号7430001055778) 代表者矢野晴幸 | 北海道沙流郡日高町栄町東1丁目307番地6 | 本社営業所 | 北海道沙流郡日高町栄町東1丁目307番地6 | R6.10.2 | 輸送施設の使用停止(110日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2 他11件 | 令和5年6月2日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可義務違反[自動車車庫の位置及び収容能力](貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号)、(2)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の2)、(3)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)乗務時間等の基準の遵守義務違反(安全規則第3条第4項)、(5)点検整備記録簿等の記載義務違反(安全規則第3条の2)、(6)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(7)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(8)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(10)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(12)特定運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項) | 11 | 11 |
| 8 | 株式会社ショウエイロジックス(法人番号9430001055025) 代表者西田五十二 | 北海道苫小牧市一本松町13番地1 | 本社営業所 | 北海道苫小牧市一本松町13番地1 | R6.10.2 | 輸送施設の使用停止(15日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他5件 | 令和5年7月5日及び令和5年7月26日、公安委員会からの通知等を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)事故の記録義務違反(安全規則第9条の2)、(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項) | 2 | 2 |
| 9 | 株式会社横山運輸(法人番号5430001055400) 代表者横山康幸 | 北海道新冠郡新冠町字節婦町283番地 | 苫小牧営業所 | 北海道苫小牧市字沼の端21-6 | R6.10.2 | 輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第3号 他1件 | 令和5年10月17日及び令和5年11月8日、公安委員会からの通知等を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可義務違反[各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数](貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第3号)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項) | 1 | 1 |

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年10月)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

| No. | 事業者名 | 事業所所在地 | 営業所所在地 | 処分年月日 | 処分の内容 | 主違反の条項 | 監査実施の端緒及び違反行為の概要 | 当該違反点数 | 北海道運輸局管内累積点数 |
|-----|--|-------------------------|---------------------------------|----------|------------------------|----------------------------|---|--------|--------------|
| 10 | 株式会社目黒商運（法人番号2430001064016）代表者目黒正人 | 北海道苫小牧市字勇払50番地の14 | 本社営業所 北海道苫小牧市字勇払50番地の14 | R6.10.2 | 輸送施設の使用停止（30日車）及び文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他4件 | 令和6年6月11日、公安委員会からの通知等を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。（1）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、（2）疾病・疲労等のおそれのある乗務（安全規則第3条第6項）、（3）点検整備記録簿等の記載義務違反（安全規則第3条の2）、（4）点呼の実施不適切（安全規則第7条第1項、第2項、第3項）、（5）点呼の記録義務違反（安全規則第7条第5項） | 3 | 13 |
| 11 | 山路工業有限公司（法人番号5460102003627）代表者山路小夜子 | 北海道帯広市西16条南5丁目4番8号 | 本社営業所 北海道帯広市西16条南5丁目4番8号 | R6.10.2 | 輸送施設の使用停止（160日車）及び文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他8件 | 令和6年6月4日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。（1）疾病・疲労等のおそれのある乗務（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第6項）、（2）整備管理者に対する権限付与義務違反（安全規則第3条の2）、（3）定期点検整備の実施義務違反（安全規則第3条の2）、（4）点呼の記録義務違反（安全規則第7条第5項）、（5）運行記録計による記録義務違反（安全規則第9条）、（6）運転者台帳の作成義務違反（安全規則第9条の5第1項）、（7）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第10条第1項）、（8）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第10条第2項）、（9）運行管理規程の制定義務違反（安全規則第21条第1項） | 16 | 16 |
| 12 | 株式会社吉田運送（法人番号6460302001636）代表者吉田貴史 | 北海道北見市並木町554番地1 | 本社営業所 北海道北見市並木町554番地1 | R6.10.8 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項 | 令和6年9月4日及び令和6年9月9日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。（1）運転者台帳の記載事項義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項） | 0 | 0 |
| 13 | 株式会社ディーブトラック（法人番号9460001004656）代表者出口将人 | 北海道厚岸郡浜中町浜中桜北114番地 | 本社営業所 北海道厚岸郡浜中町浜中桜北114番地 | R6.10.15 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項 他1件 | 令和6年8月29日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。（1）運転者に対する指導監督の記録事項義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、（2）報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項） | 0 | 0 |
| 14 | ホッコウ物流株式会社（法人番号3430001029488）代表者井川智章 | 北海道札幌市白石区流通センター5丁目2番13号 | 札幌広域営業所 北海道札幌市白石区流通センター5丁目2番87号 | R6.10.28 | 輸送施設の使用停止（40日車）及び文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他3件 | 令和5年12月14日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。（1）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、（2）点呼の記録事項義務違反（安全規則第7条第5項）、（3）事故の記録義務違反（安全規則第9条の2）、（4）事故の届出義務違反（貨物自動車運送事業法第24条） | 4 | 7 |

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年10月)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

| No. | 事業者名 | 事業所在地 | 営業所名 | 営業所在地 | 処分年月日 | 処分の内容 | 主違反の条項 | 監査実施の端緒及び違反行為の概要 | 当該違反点数 | 北海道運輸局管内累積点数 |
|-----|--------------------------------------|--------------------------------|-------|--------------------------------|----------|-----------------------|---------------------------|---|--------|--------------|
| 15 | 札幌港屋有限会社(法人番号7440002001409) 代表者鶴嶋大介 | 北海道石狩市新港西1丁目702番地21 | 本社営業所 | 北海道石狩市新港西1丁目702番地21 | R6.10.28 | 輸送施設の使用停止(130日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条 他2件 | 令和6年5月22日及び令和6年7月8日、労働局からの通報等を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)整備管理者に対する権限付与義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の2)、(2)乗務等の記録の改ざん・不実記載(安全規則第8条)、(3)運行記録計による記録の改ざん・不実記載(安全規則第9条) | 13 | 13 |
| 16 | 株式会社ウッドバル(法人番号9430001038137) 代表者鈴木広之 | 北海道北広島市大曲末広2丁目12番地15 | 千歳営業所 | 北海道千歳市上長都3-3 | R6.10.28 | 輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他5件 | 令和6年6月12日及び令和6年7月1日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(6)事故の記録事項義務違反(安全規則第9条の2) | 6 | 6 |
| 17 | 株式会社七美(法人番号6430001058303) 代表者七海和彦 | 北海道札幌市手稲区前田10条11丁目1番7号新川ビル205号 | 本社営業所 | 北海道札幌市手稲区前田10条11丁目1番7号新川ビル205号 | R6.10.28 | 輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他8件 | 令和6年6月18日及び令和6年7月5日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等の基準なお書きの遵守義務違反(一連の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(3)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2)、(5)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(8)事故の記録義務違反(安全規則第9条の2)、(9)運行指示書の作成、指示又は携行義務違反(安全規則第9条の3第1項から3項) | 4 | 4 |
| 18 | 妹背牛運輸有限会社(法人番号5450002007695) 代表者村上正和 | 北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛366番地の6 | 本社営業所 | 北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛366番地の6 | R6.10.28 | 輸送施設の使用停止(20日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3 | 令和6年6月18日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落等に起因する車輪脱落事故を発生させたこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3) | 2 | 2 |
| 19 | 北海産商株式会社(法人番号2430001053786) 代表者菅原昇 | 北海道苫小牧市字沼ノ端2番地67 | 本社営業所 | 北海道苫小牧市字沼ノ端2番地67 | R6.10.28 | 輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3 他2件 | 令和6年5月23日及び令和6年7月24日、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落等に起因する車輪脱落事故を発生させたこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)運行指示書の作成、指示又は携行義務違反(安全規則第9条の3第1項から3項) | 2 | 2 |

